



令和6年度 福井県庁インターンシップ実施計画書  
(プロジェクト参画型インターンシップ)



1 実習期間

令和6年8月13日(火)から9月6日(金)のうち所属が指定する3週間(週4日)

2 受入予定実習生数

10名程度

3 申込手続

電子申請にて、学生ご自身で申込手続きをしてください。

4 受入職種・受入先・実習内容一覧

職種	実習所属		主たる実習場所	受入予定数	テーマ	備考
(1) 行政	①	総務部 人事課	福井県庁(福井市)	1~2名	働き方改革案および採用強化策の検討	全国的に公務員志望者が減少する中、県庁を志望する若者等の増加に向けて、人材発掘ディレクターを設置しました。チームの一員として活動に随行いただくほか、魅力ある職場環境の整備にむけた対策案を検討いただきます。
	②	未来創造部 東京事務所	福井県東京事務所 (東京都千代田区)ほか	1~2名	学生や若手社会人との接点を強化するための事業案検討	東京事務所では、首都圏からのふるさと貢献や帰住につなげるため、本県出身者とのネットワーク構築に取り組んでいます。UIターン相談会や交流会の運営等日々の業務に携わりながら、今後の活動の活性化に向けた事業案について検討していただきます。
	③	防災安全部 県民安全課	福井県庁(福井市)	1~2名	若者に対する効果的な消費者トラブル未然防止および消費生活センターの認知度向上のための事業案の検討	悪質商法や特殊詐欺、インターネット関連の消費者トラブルは後を立たず、今後増加も懸念されます。県では相談窓口を設置しており、利用促進に向けた取り組み案と、若者のトラブル未然防止策を検討いただきます。
	④	交流文化部 定住交流課	福井県庁(福井市)	1~2名	県公式就活支援HP「291JOBS」のリニューアル、情報発信策の検討	学生のUIターン就職を促進するため、当事者である学生が主体となってニーズや課題を調査、サイトリニューアルの方向性を検討いただきます。優れた提案は翌年度の事業案に反映します。
	⑤	エネルギー環境部 自然環境課	福井県庁(福井市)	1~2名	「山の日全国大会」における集客コンテンツ等の企画立案 自然公園の許認可など、所属業務のDXによる効率化等	福井県での全国大会開催に向け、集客等の企画を立案していただきます。また、自然保護関係の日々の事務業務を体験いただき、DXを活用した効率化策を募集します。

職 種	実習所属			主たる実習場所	受入 予定数	テーマ	備考
(1) 行政	⑥	健康福祉部	こども未来課 児童家庭課	福井県庁（福井市）	1～2名	こども・若者の意見募集・発信方法の検討	「こどもファースト福井県！」を掲げ、こども・若者の意見を県政に反映するため、こども応援ディレクターを設置しました。子育て支援など日々の業務に従事しながら、こども・若者の意見募集・発信方法についての新たな提案を検討いただきます。
	⑦	健康福祉部	障がい福祉課	福井県庁（福井市）	1～2名	「障がいのある方への合理的配慮の提供義務化」における効果的な情報発信方法の検討	令和6年4月から、事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務化され、十分な周知を図るため。店舗への取材同行やタウンミーティングに参加いただき、効果的な発信方法を提案いただきます。
	⑧	産業労働部	労働政策課	福井県庁（福井市）	1～2名	人手不足対策に関するデータ分析、事業案の検討	本県の有効求人倍率は6年超連続して全国1位と高い水準にあり、企業の人手不足は深刻な状況です。将来の福井県を支える学生の視点で、企業で活躍する人材を確保するための新しい施策を検討いただきます。
	⑨	教育庁	教育政策課	福井県庁（福井市）	1～2名	新たな福井県教育振興基本計画の策定内容の検討	来年度、本県教育の目指す姿を定めた「福井県教育振興基本計画」の改定を予定しています。次期計画では、キャリアデザイン力の育成を課題の一つと考えており、若者の視点から施策等を検討いただきます。
(2) 土木(総合)	土木部	県内土木事務所	各土木事務所	1～2名	福井県における公共工事の業務遂行について	入庁後に必須の経験となる土木事務所での業務体験を通じて、県の公共事業の業務の進め方を紹介します。プロジェクト（工事発注・施行管理）が進行する中で発生する課題について、共に解決策を検討いただきます。	

【注 意 事 項】

- ・申込多数の場合は、来年度の就職活動が見込まれる学生（大学3年生等）を優先します。
- ・申込多数によりインターンに参加できなかった学生や、受入希望先での実施が困難な学生については、別途県庁ナビゲーター制度による面談制度を紹介します。  
【「福井県 ナビゲーター制度」で検索】
- ・インターン受入決定後のキャンセルは、受入先部署だけではなく、見学等をお願いしている関係機関にも迷惑がかかり、翌年度以降も応募者が受け入れてもらえない可能性もございます。正当な理由なく辞退することは控えていただくようお願いいたします。